

緑区では、子育てグループの活動を応援しています！

緑区では、子育て支援を行う団体(グループ)の活動を支援するため、補助金の交付や保育士の派遣など、活動をサポートするメニューをご用意しています。

活動の中でお困りごと等がありましたら、ぜひ、ご活用ください。



■ 緑区子育て支援活動事業補助金

未就学の子どもとその保護者を対象として子育て支援活動を行う団体(グループ)に対し、5万円を上限としてその経費の一部を補助します。

※ 対象となるグループと活動内容に条件があります。 [裏面参照](#)

■ 市立保育所のサークル支援

市立保育所の保育士が、地域の子育てサークルの活動場所に出向き、おもちゃ等を使った遊びの紹介や、地域の親子向けの育児相談を行っています。

令和7年度分の補助金交付対象グループを募集します。

【申請期限】

令和7年3月31日(月) 必着

対象となるグループや経費の概要は、裏面を参照ください。
また、申請にあたっては、募集要項等を必ずご確認ください。
詳しくは、緑区ホームページをご覧ください。



※ この補助金は、令和7年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件です。
予算の議決がされないときは成立しません。

■ 緑区子育て支援活動事業補助金について

補助対象となるグループ

子育てを支援するための交流活動を行ったり、手遊び、読み聞かせ、人形劇、わらべうた等を行う活動や親子の居場所の提供を行うグループです。グループは次の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 主に緑区民で構成され、自主的に運営されていること。
- (2) 緑区内の会場で、活動していること。
- (3) 対象者を限定せずに、広く緑区民へ継続的に募集していること。(知り合い同士の互助的な活動でないこと。)
- (4) 政治・宗教・営利を目的としないこと。
- (5) 補助対象期間中に、参加者を募集する子育て支援活動を10回以上行うこと。
- (6) 外部講師を主体とした活動でないこと。

R6年度から、「参加者からの参加費の徴収」は、補助条件としないこととしています。

補助の対象となる経費

活動に要する経費で、(1)～(7)に当てはまるものです。

- (1) 会場費及び物品の利用料
- (2) 広報用のチラシ、ポスター等の印刷費
- (3) 郵送料、インターネットなどを活用した活動に伴う通信運搬費
- (4) グループが子育て支援活動のために加入する保険料。
- (5) 活動に伴う材料費(事業実施に伴う食料費は可。ただし、参加者同士の懇親のための食料費等は対象外です。)
- (6) 事務用の消耗品費
- (7) 講師等会員以外の協力者の謝礼

R6年度から、一部の「活動に伴う食料品」も補助対象経費としています。

補助金額・交付回数

補助金額は、補助対象総経費の3分の2を上限とします。また、50,000円が上限です。

同一グループが同じ活動で申請できるのは、3回(3年間)までです。

◎詳細は、募集要項等をご確認ください。

『自分のグループの活動は対象になるの?』

『グループを立ち上げたいけど、補助金はもらえるの?』

などの疑問をお持ちでしたらぜひお問合せください。♪

補助金交付の対象となるグループや活動条件などの制度をご説明します。



【お問い合わせ】

緑区役所 こども家庭支援課 補助金担当あて

電話 045-930-2332 FAX 045-930-2435

md-kodomokatei@city.yokohama.lg.jp

※ 市立保育所のサークル支援については、上記のほか、緑区内市立保育所へ直接お問い合わせいただいても大丈夫です。

長津田保育園 045-981-2656 十日市場保育園 045-981-6470

鴨居保育園 045-933-2101